

## 水痘（水ぼうそう）ワクチンを受けるにあたっての説明 生後 12 か月から 36 か月に至るまでの間にある者（満 1 歳～2 歳児）

### 1 水痘とは？

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から 2 週間程度と言われていています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。

### 2 予防接種の効果と副反応について

#### （効果）

水痘ワクチンを 1 回接種することで、水痘にかかる（接種した人の 20%）ことはあるものの重症になることは殆どなくなり、2 回接種すれば水痘にかかることも殆どなくなると言われています。

#### （副反応）

- 健康な子供や大人では、殆ど身体の変化は見られませんが、ときに熱が出たりブツブツが出来たりします。
  - まれに接種部位が赤くなったり、腫れたり、固くなったりしますが数日で消えます。
  - 極めてまれにアナフィラキシーショックや血小板減少性紫斑病などの重い病気にかかることがあります。
- アナフィラキシーショック・・・急激なアレルギーにより尋麻疹が出来たり、呼吸が苦しくなったりします。
- 血小板減少性紫斑病・・・・・・・・血小板の数が少なくなって、出血しやすくなり皮膚の下で出血して青あざが出来たり、歯ぐきから出血したりします。

### 3 対象者・接種回数

- 生後 12 か月から 36 か月に至るまでの間にある児・・・2 回接種  
(1 歳の誕生日の前日から 3 歳の誕生日の前日までの児)

#### ※ 標準的な接種期間

- 1 回目・・・生後 12 か月から生後 15 か月に達するまでの期間に接種します。
- 2 回目・・・標準的な接種期間は、1 回目接種後 6 か月から 12 か月までの間隔で接種しますが、最低 3 か月以上の間隔で接種できます。

※水痘にかかったことがある場合は定期接種の対象とはなりません。

**裏面もご覧ください**

#### 4 予防接種を受ける前の注意

- お子さんの体調は良いか、熱があつたり、普段と変わったところはないか確認しましょう。
- 受ける前日は、入浴（またはシャワー）して身体を清潔しておきましょう。
- 予診票は医師への大切な情報です。正確に記入しましょう。
- 病気やワクチンについて不明な点は医師に確認しましょう。
- 親子（母子）健康手帳を必ず持参しましょう。
- 予診票には必ず住民票のある住所、名前、生年月日を正確に記入してください。

#### 5 予防接種を受けた後の注意

- 接種後 30 分は医療機関でお子さんの様子を観察し、異常があれば医師とすぐに連絡が取れるようにしましょう。
- 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるようにしましょう。
- 接種当日の入浴は差し支えありません。
- 接種後 4 週間程度は副反応の出現に注意しておきましょう。
- 高熱やけいれんなどの異常を起こした時は、速やかに医師の診察を受けてください。

#### 6 予防接種を受けることが出来ない人

- 明らかに発熱している者（37.5 度を超える場合）
- 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな者
- 当該疾病による予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身の尋麻疹を伴う思いアレルギー）を呈したことが明らかな者
- その他かかりつけの医師に予防接種を受けないほうが良いと言われた者

#### 7 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが出た期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

#### ○問い合わせ：

飯塚市	健幸保健課	地域保健係	（電話）0948-96-8615	（FAX）0948-25-8994
嘉麻市	子育て支援課	母子保健係	（電話）0948-62-5715	（FAX）0948-62-5691
桂川町	健康福祉課	健康推進係	（電話）0948-65-0001	（FAX）0948-65-0078